

住宅性能表示制度が見直されました。

令和4年4月1日に改正施行された表示基準・評価方法基準※において、

5-1断熱等性能等級5、5-2一次エネルギー消費量等級6が創設されました。

令和4年3月31日まで

等級4 【H25基準相当】

等級3 【H4基準相当】

等級2 【S55基準相当】

その他（等級1）

5-1断熱等性能等級

等級5 【低炭素基準相当】

等級4 【H25基準相当】

その他（等級1）

5-2一次エネルギー消費量等級



令和4年4月1日から

等級5 【ZEH基準相当】

等級4 【H25基準相当】

等級3 【H4基準相当】

等級2 【S55基準相当】

その他（等級1）

5-1断熱等性能等級

等級6 【ZEH基準相当】

等級5 【低炭素基準相当】

等級4 【H25基準相当】

その他（等級1）

5-2一次エネルギー消費量等級

※ 表示基準 : 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）

評価方法基準 : 評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号）

また、従来、『温熱環境・エネルギー消費量に関すること』については「5-1 **又は** 5-2 の**いずれか**」が必須評価項目でしたが、令和4年10月1日改正施行の告示※により「5-1 **及び** 5-2」が必須評価項目となります。

令和4年9月30日まで

5-1 断熱等性能等級

又は

5-2 一次エネルギー消費量等級

のいずれか



令和4年10月1日から

5-1 断熱等性能等級

及び

5-2 一次エネルギー消費量等級

さらに、令和4年10月1日に改正施行される表示基準・評価方法基準において、一戸建ての住宅においてはさらなる上位等級として断熱等性能等級6、等級7が新設されます。

